赤井川村水防計画

令和４年３月

赤井川村

目 次

[第１章　総則 1](#_Toc100064945)

[第１節　目的 1](#_Toc100064946)

[第２節　用語 2](#_Toc100064947)

[第３節　水防の責任等 5](#_Toc100064948)

[第４節　安全配慮 8](#_Toc100064949)

[第２章　水防組織 9](#_Toc100064950)

[第１節　赤井川村の水防組織 9](#_Toc100064951)

[第２節　大規模氾濫減災協議会 11](#_Toc100064952)

[第３章　重要水防箇所 12](#_Toc100064953)

[第４章　予報及び警報 13](#_Toc100064954)

[第１節　水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等 13](#_Toc100064955)

[第２節　気象庁が行う予報及び警報 14](#_Toc100064956)

[第３節　水位周知河川における水位到達情報 17](#_Toc100064957)

[第４節　水防警報 18](#_Toc100064958)

[第５章　水位・雨量の観測、通報及び公表 19](#_Toc100064959)

[第６章　気象予報等の情報収集 22](#_Toc100064960)

[第７章　ダム・水門等の操作 24](#_Toc100064961)

[第８章　通信連絡 25](#_Toc100064962)

[第９章　水防施設及び輸送 27](#_Toc100064963)

[第１節　水防倉庫及び水防資機材 27](#_Toc100064964)

[第２節　輸送の確保 28](#_Toc100064965)

[第10章　水防活動 29](#_Toc100064966)

[第１節　水防非常配備体制 29](#_Toc100064967)

[第２節　巡視及び警戒 31](#_Toc100064968)

[第３節　水防作業 32](#_Toc100064969)

[第４節　緊急通行 33](#_Toc100064970)

[第５節　警戒区域の指定 34](#_Toc100064971)

[第６節　避難のための立退き 35](#_Toc100064972)

[第７節　決壊・越水通報 36](#_Toc100064973)

[第８節　水防配備の解除 38](#_Toc100064974)

[第11章　水防信号、水防標識等 39](#_Toc100064975)

[第１節　水防信号 39](#_Toc100064976)

[第２節　水防標識 40](#_Toc100064977)

[第３節　必要な土地に立ち入る場合の職員等の身分証票 40](#_Toc100064978)

[第12章　協力及び応援 41](#_Toc100064979)

[第13章　費用負担と公用負担 43](#_Toc100064980)

[第１節　費用負担 43](#_Toc100064981)

[第２節　公用負担 43](#_Toc100064982)

[第14章　水防報告等 46](#_Toc100064983)

[第15章　水防訓練 49](#_Toc100064984)

[第16章　浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置 50](#_Toc100064985)

[第17章　水防協力団体 52](#_Toc100064986)

[水防関係資料 53](#_Toc100064987)

[第１　条例関係 53](#_Toc100064988)

[資料１－１　赤井川村水防協議会条例 53](#_Toc100064989)

[資料１－２　赤井川村水防協議会委員名簿 54](#_Toc100064990)

[第２　水防施設等 55](#_Toc100064991)

[資料２－１　水防資機材備蓄一覧 55](#_Toc100064992)

[資料２－２　ポンプ車等の保有車両 55](#_Toc100064993)

[資料２－３　消防資機材の保有状況 55](#_Toc100064994)

[資料２－４　携帯無線機の保有状況 56](#_Toc100064995)

[資料２－５　樋門・樋管等管理状況一覧 56](#_Toc100064996)

[第３　水防活動等 58](#_Toc100064997)

[資料３－１　重要水防箇所 58](#_Toc100064998)

[資料３－２　水防工法 59](#_Toc100064999)

[参考資料 63](#_Toc100065000)

第１章　総則

第１節　目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第33条の規定に基づき、水防管理団体である村が水防事務を円滑に推進するために必要な事項を規定し、洪水その他による水災を警戒し、防ぎょし、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第２節　用語

主な水防用語の意義は、次のとおりである。

１　水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第２条第２項）。

２　指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第４条）。

３　水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第２条第３項）。

４　消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第９条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第２条第４項）。

５　消防機関の長

消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第２条第５項）。

６　水防団

法第６条に規定する水防団をいう。

７　量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第２条第７項、法第10条第３項）。

８　水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第１項）。

９　洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通省大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報を行う（法第10条第２項、法第11条第１項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の２第２項及び第３項）。

10　水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第２条第８項、法第16条）。

11　水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

12　水位周知下水道

都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の2）。

13　水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道又は水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位又は高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川又は水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。

14　水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第１項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

15　氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第２項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

16　避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

17　氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第１項及び第２項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

18　内水氾濫危険水位

法第13条の２第１項及び第２項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

19　洪水特別警戒水位

法第13条第１項及び第２項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

20　雨水出水特別警戒水位

法第13条の２第１項及び第２項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事又は市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

21　重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

22　洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。

23　内水浸水想定区域

内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう（法第14条の２に規定される雨水出水浸水想定区域）。

24　浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（法第15条の６）。

第３節　水防の責任等

水防に関係する各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

第１　赤井川村の責任

村は、法第３条の規定に基づき、水防管理団体として赤井川村区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。具体的には、主に次のような事務を行う。

１　水防団の設置（法第５条）

２　水防団員等の公務災害補償（法第６条の２）

３　平常時における河川等の巡視（法第９条）

４　水位の通報（法第12条第１項）

５　水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（第13条の２第２項）

６　浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）

７　避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第15条の３）

８　浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の６、法第15条の７、法第15条の８）

９　予想される水災の危険の周知（法第15条の11）

10　水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）

11　緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第２項）

12　警戒区域の設定（法第21条）

13　警察官の援助の要求（法第22条）

14　他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）

15　堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）

16　公務負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第３項）

17　避難のための立退きの指示（法第29条）

18　（指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第34条）

19　水防協力団体の指定・公示（法第36条）

20　水防協力団体に対する監督等（法第39条）

21　水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）

22　水防計画の作成及び要旨の公表（法第33条第１項、第２項及び第３項）

23　水防従事者に対する災害補償（法第45条）

24　消防事務との調整（法第50条）

25　毎年の水防訓練の実施（法第32条第２項）

第２　北海道

道は、法第３条の６に基づき、道内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。具体的には、主に次のような事務を行う。

１　指定水防管理団体の指定（法第４条）

２　水防計画の策定及び要旨の公表（法第７条第１項及び第７項）

３　水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の２、下水道法第23条の２）

４　水防協議会の設置（法第８条第１項）

５　気象予報及び警報の伝達、洪水予報の通知（法第10条第３項）

６　洪水予報の発表及び通知（第11条第１項、気象業務法第14条の２第３項）

７　量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）

８　水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位の到達情報の通知及び周知（法第13条第２項及び第３項、第13条の２第１項並びに第13条の３）

９　洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の４）

10　洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条、第14条の２及び第14条の３）

11　都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）

12　水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第16条第１項、第３項及び第４項）

13　水防信号の指定（法第20条）

14　避難のための立退きの指示（法第29条）

15　緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）

16　水防団員の定員の基準の設定（法第35条）

17　水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）

18　水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

第３　国土交通大省（北海道開発局）の責任

１　洪水予報の発表及び通知（法第10条第２項、気象業務法第14条の２第２項）

２　量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）

３　水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第１項）

４　洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法13条の４）

５　洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）

６　大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の９）

７　水防警報の発表及び通知（法第16条第１項及び第２項）

８　重要河川における知事に対する指示（法第31条）

９　特定緊急水防活動（法第32条）

10　水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）

11　道に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

第４　気象庁（札幌管区気象台）の責任

１　気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第１項、気象業務法第14条の２第１項）

２　洪水予報の発表及び通知（法第10条第２項、法第11条第１項並びに気象業務法第14条の２第２項及び第３項）

第５　居住者等の義務

１　水防活動への従事（法第24条）

２　水防通信への協力（法第27条）

第６　水防協力団体の義務

１　決壊の通報（法第25条）

２　決壊後の処置（法第26条）

３　水防訓練の実施（法第32条の２）

４　業務の実施等（法第36条、第37条、第38条）

【参考】水防法に定める各機関の役割

グラフィカル ユーザー インターフェイス, ダイアグラム, 概略図

自動的に生成された説明

第４節　安全配慮

水防活動従事者は、次のとおり自身の安全確保に留意して水防活動を実施する。

また、避難誘導や水防作業の際も、水防活動従事者自身の安全は確保しなければならない。

１　水防活動時にはライフジャケットを着用する。

２　水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。

３　水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

４　指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため水防活動従事者を随時交代させる。

５　水防活動は、原則として複数人で行うものとし、水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。

６　指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防活動従事者の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。

７　指揮者は、水防活動従事者等の安全確保のため、あらかじめ活動可能な時間等を水防活動従事者等へ周知し、共有しなければならない。

８　指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。

９　出水期前に、水防活動従事者を対象とした安全確保のための研修を実施する。

第２章　水防組織

第１節　赤井川村の水防組織

第１　水防協議会

村は、法第33条の規定に基づき、赤井川村水防計画その他水防に関する重要な事項の調査審議させるため、赤井川村水防協議会を置く。

資料１－１　赤井川村水防協議会条例

資料１－２　赤井川村水防協議会委員名簿

第２　水防本部組織及び所掌事務

水防に関する組織及び水防に関する事務は赤井川村地域防災計画「第２章 第１節 組織計画」に定めるところに準じ、水防本部を設置して水防に関する事務を処理する。

■水防本部組織■

第３　消防機関の組織

消防機関の組織は以下のとおりとする。

■消防機関の組織■



第４　消防機関の水防分担区域

消防機関の水防分担区域は、次のとおりとする。ただし、消防長が必要と認めるときは分担区域以外の地域へ出動するものとする。

■消防機関の水防分担区域■

第２節　大規模氾濫減災協議会

第１　大規模氾濫減災協議会

１　国土交通大臣は、法第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する必要な協議を行うための協議会（以下、「大規模氾濫減災協議会」と呼ぶ）を次に掲げる者をもって組織するものとする。

（１）国土交通大臣

（２）北海道知事

（３）当該河川の存する市町村の長

（４）当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

（５）当該河川の河川管理者

（６）当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する札幌管区気象台長、又は地方気象台長

（７）当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長、その他の国土交通大臣が必要と認める者

２　大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

３　大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

第２　北海道大規模氾濫減災協議会

１　北海道知事は、法第11条第1項又は第13条第2項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する必要な協議を行うための協議会（以下、「北海道大規模氾濫減災協議会」と呼ぶ）を次に掲げる者をもって組織するものとする。

（１）北海道知事

（２）当該河川の存する市町村の長

（３）当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

（４）当該河川の河川管理者

（５）当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する札幌管区気象台長、又は地方気象台長

（６）当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長、その他の北海道知事が必要と認める者

２　北海道大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、北海道大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

３　北海道大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、北海道大規模氾濫減災協議会が定める。

第３章　重要水防箇所

第１　重要水防箇所

水防管理者等は、重要水防箇所（堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所）を中心として随時区域内の河川等の巡視を行うとともに、特に出水期前及び洪水経過後においては、河川管理者と合同で巡視を行い、重要水防箇所等の実態を把握しておくものとする。

町内における重要水防箇所は、別表のとおりである。

資料３－１　重要水防箇所

テーブル

自動的に生成された説明

第４章　予報及び警報

第１節　水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等

水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関等は、次のとおりである。

水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | 種　　　　類 | 発表機関 | 摘　　　　要 |
| 気象予報警報  (法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項） | 大雨注意報、大雨警報  洪水注意報、洪水警報 | 札幌管区気象台 | 一般向け注意報及び警報の発表をもって代える。  （第４章第２節） |
| 洪水予報  (法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法第14条の2第2項、第14条の2第3項） | 注意報、警報、情報 | 小樽開発建設部  後志総合振興局  札幌管区気象台  （共同） | 指定河川について、水位又は流量を示して行う予報  （第４章第３節） |
| 水防警報  (法第16条) | 待機、準備、出動、指示、解除 | 小樽開発建設部  後志総合振興局 | 指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表  （第４章第５節） |

（注）　水防活動用注意報及び警報は、一般向け注意報及び警報をもって代える。従って、洪水注意報が発表されたときは、直ちに水防活動用注意報が発表されたことになる。

第２節　気象庁が行う予報及び警報

第１　気象官署が発表又は伝達する注意報及び警報

気象官署の長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を北海道開発局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

１　水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及び発表基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 水防活動の利用に適合する注意報・警報 | 一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報 | 発　表　基　準 |
| 水防活動用気象注意報 | 大雨注意報 | 大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき |
| 水防活動用気象警報 | 大雨警報 | 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき |
| 大雨特別警報 | 大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき |
| 水防活動用洪水注意報 | 洪水注意報 | 大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき |
| 水防活動用洪水警報 | 洪水警報 | 大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき |

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

２　大雨警報・洪水警報等を補足する情報

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）及び流域雨量指数の予測値を発表する。

これらの概要は次のとおりである。

|  |  |
| --- | --- |
| 種　　類 | 内　　　容 |
| 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布） | 短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 |
| 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布） | 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上でおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 |
| 流域雨量指数の予測値 | 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。 |

第２　警報等の伝達経路及び手段

（注）　　　　　（二重線）で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先

（注）　　　　　（点線）は放送・無線

第３節　水位周知河川における水位到達情報

第１　種類及び発表基準

知事が指定した河川について通知をした知事は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む。）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

|  |  |
| --- | --- |
| 種　　類 | 発　表　基　準 |
| 氾濫注意情報 | 基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき |
| 氾濫警戒情報 | 基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき |
| 氾濫危険情報 | 基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき |
| 氾濫発生情報 | 氾濫が発生したとき |

第２　道が行う水位到達情報の通知

知事が水位到達情報の通知を行う指定河川は、余市川となっており、避難判断水位到達情報通知の実施責任者は、後志総合振興局長又は振興局長とする。

なお、水防法に基づく水位到達情報の伝達経路は、次のとおりである。



第４節　水防警報

第１　安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

第２　洪水時の河川に関する水防警報

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次にとおりである。

| 種類 | 内　　容 | 発表基準 |
| --- | --- | --- |
| 待機 | 出水あるいは水位の再上昇等が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの | 気象予報・警報等及び河川状況等により、特に必要と認めるとき。 |
| 準備 | 水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの | 雨量、水位、流量その他河川状況により必要と認めるとき。 |
| 出動 | 水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの | 河川氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。 |
| 警戒 | 出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに水防活動上必要な越水（水があふれる。）、漏水、法崩（堤防斜面の崩れ）、亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの | 氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害の起こるおそれがあるとき。 |
| 解除 | 水防活動を必要とする出水状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの | 氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。 |

第５章　水位・雨量の観測、通報及び公表

第１　水位、雨量の観測所

本村の区域内に設置された水位、雨量の観測所は、下記のとおりである。

１　水位観測所

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 水系名  河川名 | 観測地点  （所在地） | 管理者 | 水防団  待機水位 | 氾濫  注意水位 | 避難判断  水位 | 氾濫  危険水位 |
| 余市川  余市川 | 赤井川村都  （大正橋下流500m地点） | 後志総合振興局  小樽建設管理部 | 138.31ｍ | 138.95ｍ | 139.03ｍ | 139.65ｍ |

２　雨量観測所

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 観測所名 | 所　管 | 観測方法 | 設置場所 | 備　考 |
| 赤井川（気象） | 札幌管区気象台 | テレメータ雨量 | 余市郡赤井川村  赤井川 |  |
| 轟 | 後志総合振興局  小樽建設管理部 | テレメータ雨量 | 余市郡赤井川村  轟6 | 通報（事業課） |
| アメマス | 後志総合振興局  小樽建設管理部 | テレメータ雨量 | 余市郡赤井川村  落合452-1 | 通報（事業課） |

第２　水位・雨量の情報

道は、管理する観測所の水位のデータを国土交通省「川の防災情報」及び市町村向け「川の防災情報」ホームページに掲載することにより常時公表するとともに、所管する観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位を国土交通省「川の防災情報」、「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより関係機関に通報する。

なお、水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときの公表は、同ホームページに「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況等」を掲載することにより行う。

また、道は所管する観測所の雨量を同ホームページに掲載することにより関係機関に通報する。

■気象庁

<https://www.jma.go.jp/>

■国土交通省「川の防災情報」

<https://www.river.go.jp/>

■国土交通省　市町村向け「川の防災情報」

<https://city.river.go.jo/> （注：ID・パスワードにより利用）

第３　障害時の措置

１　水位の通報

道は、所管する観測所の水位が次のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、水位等通報の伝達系統図に定める関係機関に通報する。

通報は、電話又は北海道総合行政情報ネットワークにより行うものとし、これにより難いときはＦＡＸ又は電子メールにより行う。

(1)　水防団待機水位（通報水位）に達したとき。

(2)　氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。

(3)　氾濫注意水位（警戒水位）を超え、再び氾濫注意水位（警戒水位）となるまでの毎正時

(4)　氾濫注意水位（警戒水位）以下になったとき。

(5)　水防団待機水位（通報水位）以下になったとき。

(6)　上記(1)～(5)以外に急激な水位の変動があったとき。

２．雨量の通報

道は、所管する観測所の雨量が次のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により上記のホームページに観測値を掲載できないときは、その雨量の状況を水位等通報の伝達系統図に定める関係機関に通報する。

通報は、電話又は北海道総合行政情報ネットワークにより行うものとし、これにより難いときはＦＡＸ又は電子メールにより行う。

(1)　降雨開始から24時間以内に60mm以上の降雨があったとき。

(2)　１時間雨量が25mm（融雪期10mm）に達したとき。

第４　水位、雨量の通報伝達系統

本村の、水位、雨量の通報伝達系統は次のとおりである。

北海道

道雨量水位観測所

水防管理者（赤井川村長）

札幌管区気象台

後志総合振興局

（地域政策課）

後志総合振興局

（建設管理部事業室事業課）

後志総合振興局

（建設管理部）

（注）　　　　　（二重線）で囲まれている機関は、観測機関

（注）　　　　　（点線）は必要に応じ通報

（注）　　　　　（一点鎖点）は障害時

赤井川村水防管理者

（総務課：34-6211）

一般住民

北後志消防組合

赤井川支署：34-6033

防災行政無線

第６章　気象予報等の情報収集

第１　水防管理者等の情報収集

１　気象予報及び警報、雨量・水位情報等の収集

水防管理者又は水防に関係のある機関は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは、洪水予報、水防警報等の有無に関わらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努める。

また、水防活動の利用に適合する予報及び警報、洪水予報、水防警報等が発表され、又は洪水のおそれがあると認められる場合は、インターネットにより公開されている市町村向けの「防災情報提供システム（気象庁）」や「市町村向け川の防災情報（国土交通省）」、一般向けの「川の防災情報（国土交通省）」、テレビ、ラジオ等を活用し、気象、雨量、水位等必要な情報の収集に努める。

市町村向け情報提供

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 | ホームページアドレス | 提供情報 |
| 国土交通省  「市町村向け川の防災情報」  （統一河川情報システム） | http://city.river.go.jp/ | 雨量・水位情報、レーダー、観測情報、水防警報、洪水予報等 |
| 気象庁  ホームページ | http://www.jma.go.jp/ | 気象情報、解析雨量、早期注意情報（警報級の可能性）、気象警報/注意報、アメダス、雨雲の動き、今後の雨、キキクル（危険度分布）、流域雨量指数の予測値　等 |

一般向け情報提供

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 | ホームページアドレス | 提供情報 |
| 国土交通省  「川の防災情報」 | http://www.river.go.jp/ | 雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等 |
| 北海道防災情報  （防災対策支援システム） | http://www.bousai-hokkaido.jp/ | 気象情報、避難情報、道路情報、河川情報、メール配信サービス |
| 札幌管区気象台ホームページ  ※気象庁のホームページへリンク | http://www.jma-net.go.jp/sapporo/ | 気象情報、解析雨量、早期注意情報（警報級の可能性）、貴重警報/注意報、アメダス、雨雲の動き、今後の雨、キキクル（危険度分布）、流域雨量指数の予測値　等 |
| 気象庁ホームページ | http://www.jma.go.jp/ |

第２　気象情報等の種類

１　早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］・［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

２　地方気象情報、府県気象情報

気象情報とは、気象業務法第11条及び気象官署予報業務規則第47条に明記されているとおり、観測結果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や住民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進することを目的とする情報。

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇地方気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。

３　台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

４　記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

５　竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

第７章　ダム・水門等の操作

第１　ダム、水門等

**１**河川区間のダム、水門等

ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に水防時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努める。

また、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報の通知を受けたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行う。

２　樋門等の設置場所

本村の区域内に設置された樋門・樋管等の設置場所等は「資料２－５　樋門・樋管等管理状況一覧」のとおりである。

第２　操作の連絡

ダム及び水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者、所管建設事務所、下流地域等の水防管理団体、鉄道関係機関等に迅速に連絡するものとする。

河川管理者は、河川法第52条の規定により、洪水による災害の発生の防止、軽減を図るため、利水ダム管理者に対し、次の事項を指示することができるものとする。

（１）予備放流の指示

（２）事貯留制限の指示

（３）洪水調節の指示

（４）解除の指示

第３　連絡系統

連絡系統については各施設の操作規則等に基づき連絡し、やむを得ない理由により、連絡系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

■ダム情報系統図■

落合ダム

（落合ダム管理事務所）

常盤ダム

（小樽市水道局浄水センター天神浄水場）

赤井川村水防管理者

（総務課：34-6211）

一般住民

防災行政無線

北後志消防組合

赤井川支署：34-6033

第８章　通信連絡

**樋 門・樋 管 設 置 位 置 図**

**樋門・樋管施設設置位置図**

第１　水防通信網の確保

１　通信連絡施設等の整備強化

道及び水防管理団体は、水災時においても通信連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努めるものとする。

２　水防管理団体の通信施設

水防管理団体は、迅速な通信連絡を図るとともに電話不通時に備えて対策を講じておくものとする。

３　連絡責任者

水防管理団体及び水防に関係のある機関は、水防警報及び警報連絡等の重要性に鑑み、連絡責任者を定め、あらかじめ関係のある水防管理団体及び関係機関に通知しておくものとする。

第２　東日本電信電話株式会社の「災害時優先通信」の利用

１　災害時優先通信の取扱い

災害時により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時には約90%以上の制限が行われることがある。）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。

これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は、法第27条第２項及び電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第８条第１項に基づき災害時優先通信を利用することができる。

|  |  |
| --- | --- |
| 通　　話　　の　　内　　容 | 機　　関　　等 |
| 洪水等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のための緊急を要する事項 | 水防機関相互間  消防機関相互間  水防機関と消防機関相互間 |

２　災害時優先通信の申込み

利用にあたっては、電気通信事業者（各電話会社等）へ事前の申込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。

第３　関係機関と相互に行う通信連絡

水防に関し、関係機関と相互に行う通信連絡は次によるものとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 機　関　名 | 連　絡  責任者 | 通信系統 | | |
| 第１ | 第２ | 第３ |
| 小樽開発建設部 | 防災対策官 | 0134-23-5119 | 車 |  |
| 後志総合振興局 地域政策課 | 主幹 | 0136-23-1345 | 北海道総合行政  情報ネットワーク | 車 |
| 後志総合振興局  小樽建設管理部 事業室事業課 | 課長 | 0134-54-7670 | 北海道総合行政  情報ネットワーク | 車 |
| 北後志消防組合 赤井川支署 | 支署長 | 0135-34-6033 | 消防無線  (移動系) | 徒歩 |
| 余市警察署 赤井川駐在所 | 駐在所長 | 0135-34-6110 | 車 | 徒歩 |

第９章　水防施設及び輸送

第１節　水防倉庫及び水防資機材

第１　水防倉庫の整備及び水防資機材の備蓄基準

村は、重要水防箇所に必要に応じて水防倉庫又は代用備蓄場を整備し、重要水防箇所ごとに想定される水防工法に応じた資機材の種類・数量を備えておくものとする。

水防倉庫は、１棟面積33㎡を目安とし、水防倉庫１棟33㎡当たりの水防資機材の備蓄基準は、おおむね次のとおりである。ただし、水防管理者が地勢その他の状況により必要があると認めるときは、その数量を増減することができる。

■水防倉庫１棟33㎡当たりの水防資機材備蓄基準■

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 品名 | 数量 | 摘要 | 品名 | 数量 | 摘要 | 品名 | 数量 | 摘要 |
| 掛　　矢  鋸  斧  スコップ  蛸　　槌  鎌  ツルハシ | 10丁  10丁  10丁  50丁  5丁  20丁  10丁 |  | 照 明 灯  丸　　太  〃  〃  し　　の  竹　　釘 | 10組  100本  50本  50本  6丁  12本 | 1.2ｍ  2ｍ  1.6ｍ～  9.9ｍ | 土 の う  ロ ー プ  シ ー ト  鉄　　線  ペ ン チ | 3,000枚  37.5㎏  100枚  80㎏  5丁 | フルコン土のうを含む。 |

第２　水防倉庫、資機材等の保有状況

水防倉庫所在地・資機材の備蓄状況、ポンプ車等の保有車両、消防資機材の保有状況及び携帯無線機は資料編に示すとおりである。

村は、水防資機材の確保のため、その区域内において水防用資機材を保有する資材業者等の保有状況等を調査把握し、緊急時の補給に備えるとともに、備蓄資機材の使用又は損傷により不足を生じた場合は直ちに補充する。

資料２－１　水防資機材備蓄一覧

資料２－２　ポンプ車等の保有車両

資料２－３　消防資機材の保有状況

資料２－４　携帯無線機の保有状況

第３　国又は道有水防資器材の使用

水防管理者は、備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、道の備蓄資器材又は国の応急復旧用資器材を総合振興局長又は振興局長、開発建設部長の承認を受けて使用することができる。

なお、総合振興局長又は振興局長及び開発建設部長は、予備鍵の貸与等をあらかじめ水防管理者と協議して、緊急時に迅速な対応ができるよう努めるものとする。

第２節　輸送の確保

第１　水防管理者の措置

水防管理者は、管内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定し、経路等についてあらかじめ調査し、万全の措置を講じておくものとする。

第２　輸送計画

水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、村地域防災計画 本編 第４章 第15節 輸送計画に定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

第10章　水防活動

第１節　水防非常配備体制

第１　村の非常配備体制

村は、洪水等の危険が予想される場合、次による非常配備体制により水防業務を処理するものとする。なお、災害対策本部が設置されたときは、赤井川村地域防災計画に基づく非常配備体制により処理するものとする。

■災害対策本部設置前の配備体制及び配備の基準■

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　別 | 対策部（班） | 配備基準 | 主な対応内容 |
| 第１非常配備  （準備体制） | 総務班  福祉班  建設班  水道班 | 1.気象注意報等が発表され配備が必要なとき。  2.村内で震度４の地震が観測されたとき。  3.その他、災害が発生するおそれがあるとき。 | 1.災害情報及び被害情報の収集・伝達  2.パトロール及び警戒  3.災害予防措置  4.避難準備  5.次の配備体制への移行準備 |

■災害対策本部設置後の配備体制及び配備の基準■

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　別 | 対策部（班） | 配備基準 | 主な対応内容 |
| 第２非常配備  （警戒体制） | 全対策部 | 1.気象警報や土砂災害警戒情報等が発表され配備が必要なとき。  2.風水害等により局地的に災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。  3.村内で震度５弱又は５強の地震が観測されたとき。  4.その他、本部長が必要と認めるとき。 | 1.パトロール及び警戒  2.被害の把握と公表  3.応急措置  4.高齢者等避難  5.避難所の開設等  6.必要に応じた応援要請  7.次の配備体制への移行準備 |
| 第３非常配備  （非常体制） | 全対策部 | 1.特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪）が発表されたとき  2.風水害等により広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想されるとき  3.村内で震度６弱以上の地震が観測されたとき。  4.その他、本部長が必要と認めるとき。 | 1.パトロール、避難指示  2.避難指示及び緊急安全確保  3.避難所の開設と運営  4.迅速な応援要請  5.救助救出、医療救護活動  6.応急復旧  7.その他、住民の生命の安全のための必要な応急対策 |

（備考）災害の発生規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合は、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

第２　消防機関の非常配備体制

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 配備区分 | 配　備　基　準 | 配　備　体　制 |
| 待　機 | 1.水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき | 水防団の連絡員を本部に詰めさせ、その後の情勢を把握することに努め、直ちに次の段階に入り得るような状態におく。 |
| 準　備 | 1.河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき。  2.その他、本部長（村長）が必要と認めるとき。 | 1.水防団の長は、所定の詰所に集合し、水防資機材、出動車両等の整備点検、作業員の配備計画等準備を行う。  2.出動の場合の順路検討その他水防上注意を要する箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部を出動させる。 |
| 出　動 | 1.河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき。  2.その他、本部長（村長）が必要と認めるとき。 | 消防団員全員を招集し、隊の編成を行い現地に出動し、水防活動及び避難救助を行う。 |
| 解　除 | 水防管理者が解除の指令をしたとき。 |  |

第３　非常配備を指示したときの措置

水防管理者は、非常配備を指令したときは、水防に関係ある機関に通知するとともに、後志総合振興局長、小樽開発建設部長及び小樽建設管理部担当に報告する。

第２節　巡視及び警戒

第１　平常時

水防管理者は、監視責任者を定めて、河川等の水防危険区域を巡視させるものとする。

監視責任者は水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は、河川及び施設等の管理者に連絡して、必要な措置を求めるものとする。

なお、降雨時における危険箇所のパトロールは、北後志消防組合赤井川支署職員及び赤井川消防団員とする。

■地区別監視責任者■

第２　出水時

水防管理者は、非常配備を指令したときは、水防区域の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心に巡視を行い、異常を発見したときは、直ちに当該施設等管理者、後志総合振興局長及び小樽建設管理部担当に報告を行う。ただし、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、決壊等の通報及び速やかに水防作業を実施するものとする。

監視警戒にあたり、特に注意すべき事項は次のとおりである。

１　居住地側堤防斜面の漏水又は堤防内の浸透水の飽和による亀裂及び欠け崩れ

２　川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ

３　堤防上面の亀裂又は沈下

４　堤防から水があふれてるおそれのある箇所の水位の上昇

５　（排・取）水門の両袖又は底部からの漏水と扉の締り具合

６　橋りょうその他の構築物と取付部分の異常

第３節　水防作業

第１　水防作業

水防工法を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し、迅速的確に作業を実施するものとする。

その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、水防団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

第２　水防工法

現在有効とされる水防工法の種類は、以下のとおりである。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 工　法 | 目　的 | 必要資材 |
| シート張り工 | 河川堤防における川表（川側）の崩壊及び透水防止 | ビニールシート、竹、杭、土のう |
| 積土のう工 | 家屋・地下施設等への浸水防止、河川堤防における越水防止 | 土のう、鋼杭、土砂 |
| 木流し工 | 急流部において流速を低下させ、川表（川側）の崩壊の拡大防止 | 雑木、杭、土のう |
| 月の輪工 | 側裏（民地側）に浸透してくる河川水等を集水・排水し、河川堤防の浸食・崩壊を防ぐ | 土のう、杭、ビニールシート |

資料３－２　水防工法

第４節　緊急通行

第１　緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

第２　損失補填

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその

損失を補償するものとする。

第５節　警戒区域の指定

第１　警戒区域の指定

水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができるものとする。

第２　警察官の警戒区域の設定

前号に定める場所において、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができる。

第６節　避難のための立退き

災害による避難のための立退きの指示等は、次に定めるもののほか、村地域防災計画 本編 第４章 第５節「避難対策計画」の定めるところによる。

第１　避難のための立退きの指示

水防管理者は、法第29条の規定に基づき、洪水などの災害による被害の発生が予想され、避難の必要があると判断した場合は、赤井川村地域防災計画「第４章 第５節 避難対策計画」及び別途定める「赤井川村避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の定めるところにより、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示するものとする。

なお、水防管理者が立退きを指示する場合においては、速やかに知事（後志総合振興局長）及び警察署長に通知するものとし、解除公示した場合も同様とする。

第２　警察官の避難の指示

警察官は、水防管理者が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は水防管理者から要求があったときは、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示するものとする。

なお、警察官が立退きを指示する場合においては、水防管理者に通知するものとする。

第３　避難場所等の指定及び周知

水防管理者は、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

第７節　決壊・越水通報

第１　決壊・越水の通報

水防に際し、堤防、防潮堤等の施設が決壊したとき、又は越水、溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防長又はダム管理者は、直ちに一般住民、関係機関及び隣接市町村に、次により通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には村長に避難指示等の発令に資する事象として情報提供するものとする。

また、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。

１　堤防等の決壊・越水通報系統図

■堤防等の決壊・越水等通報系統図■



■ダム決壊通報系統図■



第２　決壊・越水後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、消防署長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第８節　水防配備の解除

第１　防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに、関係機関に通知する。

第２　水防団及び消防機関の非常配備の解除

水防団及び消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員及び消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第11章　水防信号、水防標識等

第１節　水防信号

水防信号は、知事が定めたものを用いるものとして、その信号は次のとおりである。

|  |  |
| --- | --- |
| 第１信号 | 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの |
| 第２信号 | 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの |
| 第３信号 | 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの |
| 第４信号 | 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの |
| 地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。 | |

■津波を除く水防信号■

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 方法  区分 | 警鐘信号 | サイレン信号 |
| 第１信号 | ○休止　○休止　○休止 | 約5秒 15秒　 5秒 15秒　 5秒 15秒  ○－休止　　○－休止　　○－休止 |
| 第２信号 | ○－○－○　○－○－○ | 約5秒 6秒　 5秒 6秒　 5秒 6秒  ○－休止 ○－休止 ○－休止 |
| 第３信号 | ○－○－○－○　○－○－○－○ | 約10秒 5秒　10秒 5秒　10秒 5秒　10秒 5秒  ○－休止 ○－休止 ○－休止 ○－休止 |
| 第４信号 | 乱　　　打 | 約1分 5秒 1分  ○－休止－○－ |

（備考）１　信号は、適宜の時間継続すること。

２　必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。

３　危険が去ったときは、口頭伝達により周知すること。

第２節　水防標識

１　知事の定める水防のために出動する車両等の標識

知事の定める水防のために出動する車両等の標識は次のとおりとする。

■水防標識■

ダイアグラム が含まれている画像

自動的に生成された説明

資料：北海道水防計画

第３節　必要な土地に立ち入る場合の職員等の身分証票

村の職員及び消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりである。

■必要な土地に立入る場合の職員等の身分証票■

表

裏

水防立入調査員証

所属

　職

氏名

年　月　日

水防管理者

印

注　　意

１ 本書は、他人に貸与し

若しくは贈与し又は勝

手に訂正しないこと。

２ 本書は、身分を失った

ときは直ちに発行者に

返還すること。

３ 本書は、水防法第49条

第２項による立入票で

ある。

９㎝

6 cm

第12章　協力及び応援

第１　河川管理者の協力及び援助

二級河川管理者（知事）は、自らの業務等に照らして可能な範囲で、水防管理団体（村等）が行う水防のための活動への協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う。

１　二級河川管理者の協力

（１）水防管理団体（村等）に対する河川に関する情報（道管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供

（２）水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示

（３）堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知

（４）重要水防箇所の合同点検の実施

（５）水防管理団体（村等）が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

（６）水防管理団体（村等）及び水防協力団体の備蓄資機材が不足するような緊急事態に際して、応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

（７）水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣（リエゾンの派遣）

２　二級河川管理者の援助

（１）水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供

（２）水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言

（３）市町村長に対して、過去の浸水情報の提供や、市町村長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言

（４）水防管理団体が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

第２　水防管理団体相互間の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要がある場合、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができ、応援を求められた他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

なお、応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行動する。

また、水防管理者は法第23条第１項の規定による応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者等と相互に協定を締結しておくものとする。

■隣接水防管理団体■

第３　警察官の援助の要求

水防管理者は、水防のため必要があるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

その方法等については、あらかじめ余市警察署長と協議しておくものとする。

第４　自衛隊の災害派遣の要請の要求

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、赤井川村地域防災計画「第４章 第７節 自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより、知事（後志総合振興局長）に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。

派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

１　災害の状況及び派遣要請を要求する理由

２　派遣を希望する期間

３　派遣を希望する区域及び活動内容

４　派遣部隊が展開できる場所

５　派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

第13章　費用負担と公用負担

第１節　費用負担

第１　費用負担

村の水防に要する費用は、村が負担する。ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定める。

第２　利益を受ける市町村の費用負担

水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担する。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定めるものとし、当該協議が成立しない場合、水防管理団体は知事にあっせんを申請することができる。

第２節　公用負担

第１　公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者又は消防機関の長は、水防の現場において必要な土地を一時使用する権限を行使することができる。また、水防管理者から委任を受けた者は１から４（２における収用を除く。）の権限を行使することができる。

水防管理者である村長が公用負担命令を行うときは、この計画に従ってこれを行う。

１　必要な土地の一時使用

２　土石、竹林、その他の資材の使用若しくは収用

３　車両その他運搬用機器の使用

４　排水用機器の使用

５　工作物その他障害物の処分

第２　公用負担権限委任証

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、水防管理者より交付される別記様式１に定める公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

別記様式１

|  |
| --- |
| 第　　号  公 用 負 担 権 限 委 任 証  住 所  職 名  氏 名  　上記の者に　　　　　　　　区域における水防法第28条第1項の権限行使について  委任したことを証明します。  　　　　年　　月　　日  委任者　氏名　　　　　　　　　　　印 |

　　　（縦6cm　横9cm）

第３　公用負担命令書

公用負担の権限を行使する者は、別記様式２に定める証票を２通作成して、当該権限を行使する場合その１通を目的物の所有者、管理者又は、これに準ずる者に交付するものとする。

別記様式２

|  |
| --- |
| 第　　号  公　用　負　担　命　令　書  住 所  氏 名  　水防法第28条第1項の規定により、次のとおり公用負担を命じます。  　　１　目的物  (1)所在地  (2)名　称  (3)種　類（又は内容）  (4)数　量  　　２　負担内容  　（使用・収用・処分等について詳記すること）  　　　　年　　月　　日  命令者　職　氏名　　　　　　　　　　　印 |

（日本工業規格Ａ４版）

第４　損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第14章　水防報告等

第１　水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

１　天候の状況並びに警戒中の水位観測表

２　水防活動をした河川名・海岸名及びその箇所

３　警戒出動及び解散命令の時刻

４　水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員

５　水防作業の状況

６　堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果

７　使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数

８　法第28 条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所

９　応援の状況

10　居住者出勤の状況

11　警察関係の援助の状況

12　現場指導の官公署氏名

13　立退きの状況及びそれを指示した理由

14　水防関係者の死傷

15　殊勲者及びその功績

16　殊勲水防団とその功績

17　今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

第２　水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を速やかに後志総合振興局長に報告するものとする。

ダイアグラム が含まれている画像

自動的に生成された説明

○年台風〇号における水防活動

（北海道〇〇村消防団・○年○月〇日～〇日）

〇概要

〇〇村消防団は、○年○月〇日、台風〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。村内では、１時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 活動時間 | 出動延人数 | 主な活動内容 |
| ○/〇～○/〇  約12時間 | 〇名 | ・土のう積み（300袋）  ・避難誘導（20世帯）  ・排水作業（3件） |

水防活動実施箇所

地図

水防活動または

被害状況写真

水防活動または

被害状況写真

〇〇川左岸（〇〇地先）

堤防巡視

〇〇川左岸（〇〇地先）

積み土のう工

水防活動または

被害状況写真

水防活動または

被害状況写真

〇〇地区の浸水被害

〇〇川右岸（〇〇地先）

月の輪工

第15章　水防訓練

第１　水防訓練

水防管理者は、消防機関の職員及び団員に対し、随時水防工法についての技能を習得させるとともに、毎年１回以上なるべく出水期前に水防訓練を実施し水防技術の向上を図るものとする。

第16章　浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

第１　浸水想定区域の指定公表

道は、本村を流下する水位周知河川の余市川水系余市川について、水防法の規定により指定された浸水想定区域と当該区域が浸水した場合に想定される水深等を示し、公表する。

村は、この結果に基づき赤井川村洪水ハザードマップを作成し、住民へ配布して周知するものとする。

第２　浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

村は、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のため、赤井川村地域防災計画「第３章 第11節 水害予防計画 第１項 予防対策」に定めるほか、次のとおり、必要な措置を講ずるものとする。

１　洪水予報、水位到達情報、その他人的災害を生ずるおそれがある洪水に関する情報の伝達方法（村地域防災計画 本編 第４章 第１節 第１項 気象等に関する情報の発表」参照）

２　避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項

水防管理者は、洪水などの災害による被害の発生が予想され、避難の必要があると判断した場合は、赤井川村地域防災計画「第３章 第６節 避難体制整備計画」及び「第４章 第５節 避難対策計画」の定めるところにより、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、速やかに避難所へ誘導するなどし、避難の確保を図るものとする。

３　浸水想定区域内に主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地を定める。

４　災害対策基本法第48条第１項の防災訓練として村長が行う、洪水等に係る避難訓練の実施に関する事項

第３　要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

１　地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

２　要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の省令で定める事項を村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも同様とする。

３　村は、村地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

４　法第15条の３により、村長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保及び浸水防止計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。さらに、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果について、助言又は勧告をすることができる。

第４　住民への周知

村は浸水想定区域等について、ハザードマップやホームページへの掲載その他適切な方法により、住民が提供を受けることができる状態にしておくものとする。

第５　予想される水災の危険の周知等

村長は、洪水予報河川及び水位周知河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

第６ 浸水被害軽減地区

浸水被害軽減地区は、水防管理者が浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを指定し

た地区である。

第17章　水防協力団体

第１　水防協力団体の指定、監督、情報の提供

水防管理団体は、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして、国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

また、水防管理団体は、水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、都道府県及び水防管理団体は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

第２　水防協力団体の業務

水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

１　水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力

２　水防に必要な器具、資材又は設備の保管及び提供

３　水防に関する情報又は資料の収集、提供

４　水防に関する調査研究

５　水防に関する知識の普及及び啓発

６　前各号に掲げる業務に附帯する業務

第３　水防協力団体と消防機関との連携

水防協力団体は、水防を行う消防機関との密接な連携のもとに上記第２に掲げる業務を行うものとする。また、水防協力団体は、毎年水防を行う消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

水防関係資料

第１　条例関係

資料１－１　赤井川村水防協議会条例

昭和６２年１０月１日

条例第１４号

（趣旨）

第１条　水防法(昭和24年法律第193号)第26条第1項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、赤井川村水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

（組織）

第２条　協議会は、会長及び委員9人以内で組織する。

（会長及び代理者）

第３条　会長は、協議会を代表し会務を総理する。

2　会長に事故があるときは、予め会長の指定した委員がその職務を代行する。

（委員の任期）

第４条　関係行政機関の職員たる委員の任期は、その職にある期間とし、その他の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

2　村長は、特別の理由があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においてもこれを免じ又は解職することができる。

（招集）

第５条　会長は、会議を招集しその議長となる。

（定足数及び表決）

第６条　協議会は、委員の3分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2　協議会の議事は、出席議員の過半数で決するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

（委任）

第７条　前各条に定めるものの外、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会に諮り会長が定める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成12年条例第2号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附　則(平成26年条例第7号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

資料１－２　赤井川村水防協議会委員名簿

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | | 所属機関名 | 役　職　名 |
| 会　長 | 水防管理者 | 赤　井　川　村 | 村　　長 |
| 委　員 | 関係行政機関等 | 北海道開発局  小樽開発建設部 | 小樽道路事務所長 |
| 後志総合振興局  小樽建設管理部 | 事業室事業課長 |
| 北海道警察本部 | 札幌方面余市警察署長 |
| 東日本電信電話（株）  北海道事業部 | 設備部災害対策室長 |
| 北海道電力ネットワーク株式会社 | 余市ネットワークセンター所長 |
| 赤井川村教育委員会 | 教　育　長 |
| 学識経験者 | 北後志消防組合 | 赤井川支署長 |
| 赤井川消防団 | 団　長 |
| 水防管理団体 | 赤井川村 | 副　村　長 |
| 総 務 課 長 |
| 保健福祉課長 |
| 介護保険課長 |
| 産 業 課 長 |
| 建 設 課 長 |
| 企画地域振興係長 |

第２　水防施設等

資料２－１　水防資機材備蓄一覧

（平成30年3月1日現在）

【保管場所：赤井川支署】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 資機材名 | 単　位 | 数　量 | 備　考 |
| 剣先スコップ | 丁 | 52 |  |
| 角スコップ | 丁 | 28 |  |
| ツルハシ | 本 | 1 |  |
| ペンチ | 丁 | 3 |  |
| 鎌 | 丁 | 長6  短2 |  |
| 鋸 | 丁 | 2 |  |
| 掛け矢 | 本 | 1 |  |
| 土のう袋 | 枚 | 188 |  |
| ブルーシート | 枚 | 13 |  |

資料２－２　ポンプ車等の保有車両

（令和3年12月1日現在）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名　称 | 乗車定員 | 車載無線局台数 | 備考 |
| 水槽付ポンプ自動車（タンク車） | 7人 | 1台 |  |
| クルージング号（ポンプ車） | 7人 | 1台 |  |
| 救助工作車 | 6人 | 1台 |  |
| 救急車 | 7人 | 2台 |  |
| 連絡車 | 8人 | 1台 |  |
| 都積載車 | 6人 | 1台 |  |
| 落合積載車 | 6人 | 1台 |  |

資料２－３　消防資機材の保有状況

（令和3年12月1日現在）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名　称 | 配置場所 | 備考 |
| ＰＫ　１号 | 赤井川支署 |  |
| 都小型ポンプ | 第二分団都詰所 |  |
| ＰＫ　３号 | 第二分団落合器具置場 |  |
| ＰＫ　４号 | 赤井川支署 |  |

資料２－４　携帯無線機の保有状況

（令和3年12月1日現在）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名　称 | 配置場所 | 備考 |
| あかいがわ１１ | タンク車 |  |
| あかいがわ１２ | タンク車 |  |
| あかいがわ１３ | ポンプ車 |  |
| あかいがわ１４ | ポンプ車 |  |
| あかいがわ１５ | 救急車 |  |
| あかいがわ１６ | 救急車 |  |
| あかいがわ１７ | 救助工作車 |  |
| あかいがわ１８ | 救助工作車 |  |
| あかいがわ１９ | 赤井川支署（予備） |  |

資料２－５　樋門・樋管等管理状況一覧

（平成30年3月1日現在）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 名　称 | 河川名 | 場　所 |
| 1 | 中西左岸　　　　　　　（樋管） | 赤井川 | 字富田 |
| 2 | 宮武　　　　　　　　　（樋管） | 〃 | 字富田 |
| 3 | 逢坂地先排水　　　　　（樋管） | 〃 | 字赤井川 |
| 4 | 逢坂地先排水（左岸）　（樋管） | 〃 | 字日ノ出 |
| 5 | 青木地先排水　　　　　（樋管） | 〃 | 字赤井川 |
| 6 | 成田（永）地先排水　　（樋管） | 〃 | 字赤井川 |
| 7 | 原２号地先排水　　　　（樋門） | 〃 | 字赤井川 |
| 8 | 原１号地先排水　　　　（樋管） | 〃 | 字赤井川 |
| 9 | 本郷２号地先排水　　　（樋管） | 〃 | 字旭丘 |
| 10 | 本郷地先排水　　　　　（樋管） | 〃 | 字旭丘 |
| 11 | 有田　　　　　　　　　（樋管） | 〃 | 字富田 |
| 12 | 青木２号地先排水　　　（樋管） | 〃 | 字旭丘 |
| 13 | 青木１号地先排水　　　（樋管） | 〃 | 字旭丘 |
| 14 | 長谷川地先排水　　　　（樋管） | 〃 | 字赤井川 |
| 15 | 成田（薫）地先排水　　（樋管） | 〃 | 字赤井川 |
| 16 | 関地先排水　　　　　　（樋門） | 〃 | 字赤井川 |
| 17 | 幡野地先排水　　　　　（樋管） | 〃 | 字赤井川 |
| 18 | 東２号地先排水　　　　（樋管） | 〃 | 字赤井川 |
| 19 | 東１号地先排水　　　　（樋管） | 〃 | 字赤井川 |
| 20 | 川人２号地先排水　　　（樋門） | 〃 | 字都 |
| 21 | 川人１号地先排水　　　（樋管） | 〃 | 字都 |
| 22 | 中西右岸　　　　　　　（樋管） | 〃 | 字旭丘 |
| 23 | 矢倉左岸　　　　　　　（樋管） | 〃 | 字富田 |
| 24 | 矢倉右岸　　　　　　　（樋管） | 〃 | 字旭丘 |
| 25 | 千葉地先排水　　　　　（樋管） | 〃 | 字富田 |
| 26 | 新見（宗）地先排水　　（樋管） | 〃 | 字旭丘 |
| 27 | 妹尾地先排水　　　　　（樋管） | 〃 | 字日ノ出 |
| 28 | 近藤地先排水　　　　　（樋管） | 余市川 | 字都 |
| 29 | 小田地先排水　　　　　（樋管） | 〃 | 字都 |
| 30 | 曲川　　　　　　　　　（樋管） | 〃 | 字曲川 |
| 31 | 後志川排水　　　　　　（樋門） | 〃 | 字都 |

第３　水防活動等

資料３－１　重要水防箇所

（令和４年３月1日現在）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No. | 水系名 | 河川名 | 右・左岸 | 起点位置(km) | | | 終点位置(km) | | | 重要水防区域延長 | 重要度※ | 築堤有・無 | 備考 |
| 地区名 | 位置名称 | 距離 | 地区名 | 位置名称 | 距離 |
| 1 | 余市川 | 余市川 | 右岸 | 都 | (道)大正橋 | 28.70 | 都 | (国)金橋から  0.10km上流 | 30.60 | 1.90 | Ｂ | 有 | 樋門 |
| 2 | 余市川 | 赤井川 | 左岸 | 都 | 余市川との合流点 | 0.00 | 都 | 余市川との合流点  から0.20km上流 | 0.20 | 0.20 | Ｂ | 有 | 樋門 |
| 3 | 余市川 | 赤井川 | 左岸 | 富田 | (村)富田橋から  0.05km下流 | 3.75 | 赤井川 | (村)寿橋から  0.10km下流 | 4.65 | 0.90 | Ｂ | 有 | 樋門 |
| 4 | 余市川 | 赤井川 | 右岸 | 旭丘 | (道)赤井川橋 | 1.75 | 赤井川 | (村)母沢橋から  0.05km上流 | 5.25 | 3.50 | Ｂ | 有 | 樋門 |

（注）道指定：本村に国指定の重要水防箇所は該当なし

※重要度Ｂ：水防上重要な区間（計画高水位が現況堤防の計画余裕高外となる箇所など）

資料３－２　水防工法

１．表むしろ張り工（ビニールシート使用）

(1)　作業の流れ

ア　崩壊面の大きさに応じて、むしろ（ビニールシート）を準備する。

イ　90ｃｍ間隔に骨竹を縫い付け、下端に土のうを取り付ける。

ウ　天端から廻し網を徐々に緩めて垂れ下ろし、小割竹（長さ45cm、幅２cm程度）を折り曲げる。

エ　重り土のうを置き固定する。

(2)　必要な資材・人員等（１組１枚当たり）



(3)　完成イメージ

ダイアグラム

自動的に生成された説明

２．改良土のう積工

(1)　作業の流れ

ア　川表（川側）の堤防法肩から0.5～1.0ｍ程度引き下げた位置に透水防止用のビニールシートを張る。

イ　1.0ｍごとに鋼杭を打ち込んで固定させる。

ウ　その内側に土のうを数段の高さに積みビニールシートを鋼杭に押さえ付ける。

エ　さらにその後に土のうを積み、中詰め土砂を入れて安定させる。

(2)　必要な資材・人員等（1組：10ｍ当たり）



(3)　完成イメージ

ダイアグラム, 設計図

自動的に生成された説明

３．木流し工

(1)　作業の流れ

ア　枝葉の茂った樹木を根元から切り、枝に重り土のうを取り付ける。

イ　根元を鉄線で縛り、鉄線を止杭に結束する。

ウ　上流部より流し、崩壊面に固定させる。

(2)　必要な資材・人員等（１組当たり１本）

(3)　完成イメージ



４．月の輪工

(1)　作業の流れ

ア　漏水工の周囲の法先に土のうを半月状（半径1.8ｍ）に積み上げる。

イ　この中に漏水を溜めて、上浸水を堤内の水路等に接続する。

ウ　流し口には、樋をかけて透水を導きその落下点に土のう等を置く。

(2)　必要な資材・人員等（１箇所当たり、半径1.5ｍ）

(3)　完成イメージ



参考資料

**水防法（抜粋）**

昭和２４年６月４日

法律第１９３号

**第１章　総　則**

（目　的）

第１条　この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

（定　義）

第２条　この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

２　この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

３　この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

４　この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第九条に規定する消防の機関をいう。

５　この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

６　この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘こう 門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第36条第１項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第４章までにおいて同じ。）の活動、１の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和39年法律第167号）第七条（同法第100条第１項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第７条第３項において同じ。）及び同法第９条第２項又は第５項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市の長が河川法第９条第２項に規定する指定区間内の一級河川（同法第４条第１項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和33年法律第79号）第４条第１項に規定する公共下水道管理者、同法第25条の11第１項に規定する流域下水道管理者及び同法第27条第１項に規定する都市下水路管理者をいう。第７条第４項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

７　この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

８　この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第２章　水防組織

（市町村の水防責任）

第３　市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

（水防事務組合の設立）

第３条の２　地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適当であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない

（水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置）

第３条の３　水害予防組合法（明治41年法律第50号）第15条第１項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第３項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

２　前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

（水防事務組合の議会の議員の選挙）

第３条の４　水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の２分の１をこえてはならない。

２　前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

（水防事務組合の経費の分賦）

第３条の５　水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第２項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

（都道府県の水防責任）

第３条の６　都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

第３章　水防活動

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

第15条　市町村防災会議（災害対策基本法第16条第１項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第14条第１項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第14条の２第１項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第１項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第42条第１項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一　洪水予報等（第10条第１項若しくは第２項若しくは第11条第１項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第13条第１項若しくは第２項、第13条の２若しくは第13条の３の規定により国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が通知し若しくは周知する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

二　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三　災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四　浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第３項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ　地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ　要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第15条の３において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ　大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第15条の４において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五　その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

２　市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一　前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。）　当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

二　前項第四号ロに掲げる施設　当該施設の所有者又は管理者（第15条の３第６項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

三　前項第四号ハに掲げる施設　当該施設の所有者又は管理者（第15条の４第１項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

３　浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第１項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第15条の11において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項の土砂災害警戒区域　同法第８条第３項に規定する事項

二　津波防災地域づくりに関する法律第53条第１項の津波災害警戒区域　同法第55条に規定する事項

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第15条の３　第15条第１項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

２　前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

３　市町村長は、第１項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

４　市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

５　第１項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

６　第１項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

７　第１項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（水防警報）

第16条　国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

２　国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

３　都道府県知事は、第１項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。

４　国土交通大臣又は都道府県知事は、第１項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

（優先通行）

第18条　都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

（緊急通行）

第19条　水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

２　水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

（水防信号）

第20条　都都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

２　何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

（警戒区域）

第21条　水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

２　前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

（警察官の援助の要求）

第22条　水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

（応援）

第23条　水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

２　応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

３　第１項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

４　前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

（居住者等の水防義務）

第24条　水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる

（決壊の通報）

第25条　水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

（決壊後の処置）

第26条　堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

（水防通信）

第27条　何何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

２　国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第２条第５号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

（公用負担）

第28条　水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

２　前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

３　水防管理団体は、前２項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

（立退きの指示）

第29条　洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

（水防訓練）

第32条の２　指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

２　指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

第４章　指定水防管理団体

（水防計画）

第33条　指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

２　指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第１項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第16条第１項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

３　指定管理団体の水防管理者は、第１項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

４　第７条第２項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

（水防協議会）

第33条　指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

２　指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

３　指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

４　会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

５　前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

第５章　水防協力団体

（水防協力団体の指定）

第36条　水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

２　水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

３　水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

４　水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（水防協力団体の業務）

第37条　水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。

二　水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。

三　水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

四　水防に関する調査研究を行うこと。

五　水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

六　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（水防団等との連携）

第38条　水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない

第７章　雑　則

（第24条の規定により水防に従事した者に対する災害補償）

第45条　第24条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

（資料の提出及び立入り）

第49条　都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

２　都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない

以上、水防法関連箇所抜粋

沿　革　　平成　元年　３月１５日　策　　定

　　　　　平成２３年　８月　３日　全部改定

　　　　　平成３０年　８月３１日　一部改定

　　　　　令和４年　３月３１日　一部改定

**赤井川村水防計画**

令和　４年　３月

赤井川村

編集・発行　赤井川村 総務課企画地域振興係

　　　　　　〒046-0592

　　　　　　余市郡赤井川村字赤井川74番地2

　　　　　　TEL 0135-34-6211

　　　　　　FAX 0135-34-6644

沿　革　　昭和３９年　８月　１日　策　　定

　　　　　昭和６２年１２月２２日　全部改定

　　　　　平成２３年　８月　３日　全部改定

　　　　　平成２８年　３月１１日　一部改定

　　　　　平成３０年　８月３１日　全部改定